

# 石川県社会的養育推進計画（社会的養育推進の手引き）の概要

## 計画策定の趣旨等

本計画は、社会的養育に携わる関係者が理解を深め、児童虐待防止・社会的養護に関する取組を着実に進められるよう、本県の基本的考え方とその実現に向けた方策を明示するものです。（計画期間：R7年度からR11年度の5年間）

## 基本的考え方

- 1 子どもが権利の主体であるという認識のもと、「子どもの最善の利益」を第一に考えた社会的養育の体制整備に取り組みます。
- 2 県、児童相談所、市町、施設、里親等の社会的養育に携わる関係者（以下、「関係者」という。）が、一体的かつ全体的な視点を持って取組を推進します。
- 3 「家庭養育優先原則」と「パーマネンシー保障（※）の理念」に基づくケースマネジメントを徹底します。

（※）永続的な家族関係をベースにした家庭という育ちの場の保障のこと

## 具体的な取り組み（抜粋）

### I 子どもの権利擁護

#### （当事者である子どもの権利擁護の取組）

- 一時保護を行った全ての子どもに、意見表明等支援員を派遣し、子どもが意見表明できる機会の充実を図ります。
- 一時保護や入所中における処遇に対する子どもの意見・意向について、児童福祉審議会等が調査審議を行う仕組みを導入します。

#### （一時保護改革に向けた取組）

- 第三者評価を定期的に受審し、子どもに対するケアの質の向上を図ります。
- 新中央児童相談所の一時保護施設は、個室化・ユニット化、木材の利用等により、家庭的であたたかみを感じられる環境、安心して過ごせる環境を整備します。

#### （親子関係再構築に向けた取組）

- 親子関係再構築に係る支援技術の習得のための研修会の実施など、市町や児童養護施設等と協働した支援の充実に取り組みます。

### II 市町の機能強化

#### （市町の相談支援体制・家庭支援事業等の整備に向けた支援）

- こども家庭センターの設置促進と、円滑な運営のための情報交換会や研修を引き続き実施します。
- 家庭支援事業の充実に向けて、子育て世帯訪問支援事業の支援員の養成や、子育て短期支援事業の委託先となるショートステイ里親のリクルートに取り組みます。

#### （支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組）

- 家庭生活に困難を抱える特定妊婦や母子に対して、母子一体での入所による生活支援等を実施する拠点を整備します。

### III 里親支援

#### （里親等支援業務の包括的な実施体制の構築に向けた取組）

- 里親制度の普及啓発と、ショートステイ里親や週末里親など、多様な里親の確保に取り組みます。
- フォスティング機関、里親支援専門相談員等と連携し、里親の更なる養育力の向上のための研修の充実に取り組みます。
- 児童相談所では、里親希望者に対するアセスメント業務の充実や、実親に対する里親委託への理解を深めるためのアプローチ手法の共有など、支援スキルの向上に取り組みます。

### IV 施設の機能強化

#### （施設の小規模化、地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組）

- 代替養育が必要な子どもの行き場がなくなることはないよう専門職の追加配置など、職員体制の確保、充実を図ります。
- 市町の家庭支援事業の受け皿となるよう施設の機能強化・多機能化に取り組みます。

#### （社会的養護経験者等の自立に向けた取組）

- 自立支援担当職員の配置と、施設間の更なる連携により、支援体制を強化します。
- 社会生活に必要な知識やマナーの習得などのほか、子どもへのヒアリングで要望のあった身だしなみやメイクアップ講座など、子ども達が希望する自立支援の充実に取り組みます。

### V 児童相談所の機能強化

- 県内3児童相談所で連携し、若手職員の即戦力化に向けた研修プログラムの実施など、職員の質の向上に取り組みます。
- 社会的養育・養護に携わる関係職員等のより一層の質の向上を図るため、研修企画を専属に行うポジション・係の創設を検討します。